

# 市立学校の敷地内が全面禁煙に

10月1日  
から

子どもたちを受動喫煙の被害から守るため、皆さんのご理解とご協力をお願いします

たばこ健康の問題への社会の関心が世界的に高まりを見せ、公共交通機関や施設の禁煙対策が急速に進んでいます。

受動喫煙の防止を求める「健康増進法」(平成15年施行)は、「多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定め、その一番先頭に記載されているのが、学校です。

市教育委員会はこれまで、市立幼稚園、小中学校施設の禁煙対策について各校の判断で主体的に取り組みよう指示してきました。現在、70ある市立幼稚園・小中学校のうち、3園・9校で敷地内の全面禁煙を、また、6園・35校で校舎内の全面禁煙を実施しているほか、残りの園・学校でも分煙に取り組んでいます。こうした中、本年3月には「健康いちのせき21計画」が策定され、未成年や妊産婦をたばこの害から守り、未成年者の喫煙を

認めない環境づくりの取り組みが、指針として明示されました。このような流れを受けて、市教育委員会では受動喫煙防止対策のあり方を改めて検討し、その結果、市立幼稚園・小中学校施設の敷地内を全面禁煙とすることにしました。

これは、▽健康教育推進の視点から教育の場を禁煙とし、喫煙防止教育の一層の推進を図る▽学校をクリーンな環境に保ち、受動喫煙による健康被害から児童・生徒を守る▽教職員自らが禁煙することで、生徒指導上好ましい環境と、子どもたちに望ましい喫煙防止の意識付けを図るとともに、喫煙習慣を見直し、教職員の健康づくりを推進する機会の一助とする―ことを目的としています。

今後、各園・学校で実施計画を作成し、保護者をはじめ学校施設利用者や来校者に対して周知を行ってまいります。皆さんには趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

※9月末までを準備期間とし、準備が整い次第、各園・学校の判断で順次実施します。

◎問い合わせ先  
教育委員会学校教育課  
☎6593

- 【実施範囲】  
○場所：市立幼稚園および小中学校敷地内全域
- 対象：園・学校敷地内に入出入りするすべての人
- 【実施時期】  
○10月1日から全面实施

## 市立学校でいち早く全面禁煙を実施した中里小の取り組みから



中里小学校  
阿部金悦校長  
(16年4月から現職)

「前任の佐藤孝昭校長が、▽子どもへの健康教育の増進▽教職員や学校施設を利用する皆さんを含んだ大人への健康意識の啓発▽学校施設周辺にたばこの吸い殻が多く捨てられていたことに対する防犯の向上―の三つの点で学校敷地内の全面禁煙が必要と考え、関係する皆さんと話し合いを行うなどして、平成15年8月から実施しました。

実施以降、▽校舎内や体育館入り口などに「完全禁煙」の張り紙を掲示し、学校を訪れる人への注意を喚起▽保護者や学校施設を利用する人たちに毎年の会議の際などに説明▽地域の皆さんに校報でお知らせ▽運動会や学習発表会などの大きな行事の際に放送で呼び掛け―などの啓発活動を継続して行っています。

学校は学習や運動の場であることはもちろんですが、子どもに健康について指導を行うところでもあります。そうしたことから、学校を挙げて、率先した取り組みを行ってきました。

取り組んで4年目になります。地域スポーツなどで学校を利用する方たちやスポ少関係者、地域の皆さんのご理解の下、敷地内禁煙は当然のこととして定着し、その意義も評価されていると感じています」

20年度  
採用予定

# 市職員採用試験を行います

試験日  
9月16日(日)  
受付期間  
8月1日(水)～17日(金)

## 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に得点の高い順に登載された上、採用者が決定されます。採用は平成20年4月以降となります。

なお、次の人は、既に職員として採用が内定している場合であっても採用内定は取り消しとなり、採用されません。

- 卒業見込みの人で平成20年3月31日までに卒業できない人
- 保育士の資格および幼稚園教諭の免許を取得見込みの人で平成20年3月31日までにその両方取得できない人
- 歯科衛生士の免許を取得見込みの人で平成20年5月31日までに取得できない人

## その他

身体の不自由な人であっても、職務にたえらるる状態にある人の受験を勧めます(消防を除く)。

◎問い合わせ先  
上級・中級・初級消防を除く  
一 関市役所職員課  
〒021-8501(住所不要)  
☎8186

初級(消防)  
一 関市消防本部総務課  
〒021-10053  
一 関市山目字中野140-3  
☎5910

平成20年度に採用予定の市職員採用試験を、次のとおり行います。

## 試験区分・職種・採用予定人員

- ◇上級試験  
▽一般事務：若干名
- ◇中級試験  
▽保育士・幼稚園教諭：若干名
- ▽歯科衛生士：若干名
- ◇初級試験  
▽一般事務：若干名
- ▽消防：若干名

## 受験資格

### ◇上級試験

▽一般事務：大学を卒業または平成20年3月31日までに卒業見込みで、昭和53年4月2日以降出生の人

### ◇中級試験

▽保育士・幼稚園教諭：保育士の資格と幼稚園教諭の免許の両方を取った人は平成20年3月31日までに取得見込みで、昭和57年4月2日以降出生の人

▽歯科衛生士：歯科衛生士免許

を取得または平成20年5月31日までに取得見込みで、昭和30年4月2日以降出生の人

### ◇初級試験

▽一般事務：大学を卒業または卒業見込みの人を除き、次に該当する人  
①短期大学を卒業または平成20年3月31日までに卒業見込みで、昭和57年4月2日以降出生の人  
②高等学校を卒業または平成20年3月31日までに卒業見込みで、昭和59年4月2日以降出生の人

### ▽消防

：高等学校以上(大学等を含む)を卒業または卒業見込みで、昭和55年4月2日以降に出生の人(身長は男性おおむね160センチ以上、女性おおむね155センチ以上、体重は男性おおむね50キログラム以上、女性おおむね45キログラム以上、胸囲はおおむね身長2分の1以上、視力は両眼とも裸眼視力0.7以上または矯正視力1.0以上、などの条件があります)

※日本国籍を有しない人および

地方公務員法第16条各号の一に該当する人は受験できません。

## 試験の日時、場所、方法

### 第1次試験

- 日時：平成19年9月16日(日)午前10時から(受け付けは午前9時から)
- 場所：県立一関第一高等学校
- 試験の方法：教養試験、作文試験、適応性検査、体力検査(消防のみ)
- 第2次試験
- 日時・場所：第1次試験合格者について、その通知の際指定します。
- 試験の方法：人物試験、身体検査

## 受験手続き

### ◇申込書の配布場所

- ▽上級・中級・初級(消防を除く)：市役所本庁職員課または各支所総務課
- ▽初級(消防)：市役所本庁職員課または市消防本部、各消防署、各分署
- 郵便で請求する場合

- ▽上級・中級・初級(消防を除く)：一関市役所職員課あて
- ▽初級(消防)：一関市消防本部総務課あて
- ※いずれも、試験区分、受験職種を請求用封筒の表に朱書きし、90円切手を張り、あて先を明記した返信用封筒(縦23.5センチ×横12センチ)を同封してください。
- 申込みおよび受付期間
- ▽上級・中級・初級(消防を除く)：市役所本庁職員課または各支所総務課
- ▽初級(消防)：市消防本部、各消防署、各分署
- 郵送の場合
- ▽上級・中級・初級(消防を除く)：一関市役所職員課あて
- ▽初級(消防)：一関市消防本部総務課あて
- 受付期間
- 8月1日(水)から8月17日(金)まで(日曜、土曜は除く)の午前8時30分から午後5時まで。郵送のもの、8月17日(金)午後5時までに到着したものを受け付けます。